神奈川県議会　令和３年本会議　第３回定例会　環境農政常任委員会

令和３年 12 月９日

渡辺(ひ)委員

まず、今回の報告資料の中にもありますが、神奈川県廃棄物の不適正処理の防止等に関する条例の一部改正についてに関連し、幾つか質問したいと思います。今回の条例の一部改正については、神奈川県廃棄物に関する条例の一部改正ということですが、その理由の一つが世界的にプラスチックごみによる海洋汚染が深刻になっていることという特段の記載があります。

これに関連して質問したいと思いますが、かながわ海岸美化財団の調査によると、本県の海岸ごみの７割は川を通じて流れ出たものという調査結果が出ています。以前にも、川ではごみやプラスチック除去などについて質問しましたが、それに関連しながら質問したいと思います。まず、この条例の一部改正ですが、資料を見ると、県の責務の追加として行動計画を策定すると記載されています。これは、海洋プラスチックごみ対策の関係で言うとどのような意味があるのか、確認したいと思います。

資源循環推進課長

県は、平成 30 年９月にかながわプラごみゼロ宣言を発表し、2030 年までのできるだけ早期にリサイクルされない廃棄されるプラごみをゼロにすることを目指すこととしました。この目的の達成に向け、現在、県はプラごみゼロ宣言アクションプログラムに基づき、ワンウェイプラの削減、プラごみの再生利用の促進、クリーン活動の拡大等の取組を進めています。その全てが海洋に流出するプラスチックごみを削減するために重要と考えています。

今回の条例改正では、令和４年度に見直しを予定している次期アクションプログラムを条例に基づく行動計画として改めて位置づけた上で、全県的にプラごみ対策をさらに推進していきたいと考えています。

渡辺(ひ)委員

その中で少し気になるのが、報告資料だけを見ると、特にクリーン活動についてはかなり具体的な方向性が示されています。その中で、冒頭言ったように、過去の私の委員会の質問との関連で言うと、例えば、地元の藤沢市内を流れる境川において、ごみを直接回収できる除塵機を付けて、県内で唯一藤沢市がごみの除去を行っている。唯一というのも課題だと思いますが、さらには、セーリング競技が夏にあったため、これを見据えたということもあり、湘南港に海中を浮遊するマイクロプラスチックを捕集できるシービンを設置しました。これらは、行動計画の策定に当たって、この中に含まれるのか否かを確認したいと思いますが、いかがでしょうか。

資源循環推進課長

今回、条例で規定する清掃活動、クリーン活動には市町村とも連携しながら、企業や関係団体、県民などとともに行う河川敷や海岸等の陸域で行うごみ拾いを対象としています。一方、先ほど委員から御指摘がありました、川や海などの中からごみを直接回収する取組の場合は、一定の設備が必要となることから、事業者、県民の努力義務とすることが難しいため、今回の清掃活動にはこのよ

うな直接回収は含めていません。
渡辺(ひ)委員
　今回のものには含まないという御答弁がありました。そうすると、少し心配になるのは、今回の行動計画をつくって、さらにその上位に位置する計画として、神奈川県海岸漂着物対策地域計画や、神奈川県地球温暖化対策計画などがあり、それと整合を取ると言っています。そうなってくると、境川における除塵機の取組や、シービンなどの取組はどの計画に位置づけられているのでしょうか。所管が違うかもしれませんが、分かれば教えてください。
資源循環推進課長
　委員御指摘のとおり、シービンや、除塵機などは、河川を流れてくるごみの回収として位置づけられており、先ほど委員から御指摘のありました総合的な計画の中、個別にどこに位置づけられているというものではなく、基本的には、地域ごとで個別の対応として実施されているものと理解しています。
渡辺(ひ)委員
　今の御答弁は、当局だからしようがなく、そういう位置づけだと思いますが、今の御答弁は非常に重たく重要な御答弁だと思います。
　藤沢市の除塵は、藤沢市が費用を出しているため、県の事業ではありません。しかし、ごみやプラスチックなどの除去には貢献をしています。さらに、シービンについては、所管は他部局かもしれませんが、マイクロプラスチックを除去するということで、県の予算実施している事業で、その根拠になる計画がなく、総合的な計画になどと言っていましたが、そのような位置づけでよいのでしょうか。私はいけないと思います。特に、今回の条例改正に関連する環境農政局の取組の中には、やっている事業自体はやはり含まれるべきだと思うし、そのようなものを踏まえた条例改正、具体的な行動計画をつくるべきだと私は思います。
　その上で少し確認しますが、今の取組は位置づけがないということでしたので、あえて聞きませんが、意見として言わせていただきます。境川の除塵機によるごみの除去は、昔は引地川もやっていましたが、引地川の機械が古くなって境川一本になりました。そして、県のクリーン活動として位置づけされているのが、河川敷でのプラごみの清掃です。しかし、先ほど言ったように、川から海に７割流れていくのに、そこで除塵しているものに対する県の取組がない。本来であれば、藤沢市がやっている取組で、引地川の機械が古くなった場合、再度藤沢市がやってくださいと依頼し、それを補助していく、境川についても補助をする。さらに、もっと多くの河川があるので、有効な方法を当然研究し、河川から流入するプラごみをどうやって除去するかという話は、以前の委員会でも研究課題というお話でしたが、しっかりと計画に入れ込んでやるべきだと思います。特に藤沢市だけでやるものではなく、同じ境川であれば流域の市町村の協力を得ることや、費用負担をお願いしていくなど、いろいろな取組を拡充すべきだと思いますが、その辺りはどのように考えますか。
資源循環推進課長
　確かに、この河川に設置してある除塵機は、ごみが海に流れる前に回収できるという、メリットは確かにあります。しかし、どうしても河川敷に多くのご

みが溜まっているので、豪雨時に河川敷のごみが多く流れてしまいます。そのときに除塵機は活用することが難しいという、大きな課題があるという中で、県としては、除塵機に対しての費用負担は今のところ、なかなか難しいと考えています。
渡辺(ひ)委員
　何度も言っている議論なので、もう言わないが、常日頃だって、ごみは流れています。要は、大規模降水時については、そのとおりかもしれません。しかし、そうはいっても常日頃流れているし、特にプラごみはその辺りの可能性も随分高いと私は思います。さらに、もし使えないのであれば、先ほど軽石についての質疑が随分ありましたが、オイルフェンスだって、本当に全ての軽石が除去できるかどうかという話になると、いろいろなことを考えないといけないと思います。そうなってくると、そういうときでも使える新しい除塵のやり方などを研究していかないと、プラごみ対策が首尾一貫しないと思います。途中が抜け落ちていて、行動計画だという話になっても、その辺りは少し、何度も言っているが、しっかり対応を検討してもらいたいと思います。
　川の話をさせていただきましたが、先ほどマイクロプラスチックを捕集するシービンの話も少ししました。今度は海底ごみや、海の中にある漂流ごみなどの実態は、県として把握しているのでしょうか。
資源循環推進課長
　海底ごみや漂流ごみなどの実態については、県としてその調査をしたことがありませんので実態は分かっていません。しかし、国が平成22年度から全国の海域で量や種類などの調査を実施しています。国の調査結果によると、海底ごみ、漂流ごみともにプラごみの占める割合が多く、その中でも食品包装、ポリ袋、ペットボトルが多く確認されている状況です。
渡辺(ひ)委員
　よく行政は、海岸までが県の所管で、海洋は国の所管という言い方をします。そうした意味からすれば、御答弁があったように分からない。国がしっかりやっているということであれば、役割分担としてはそれはそれでいいと思いますが、今、御答弁の中に、国が平成22年度から調査しているということがありました。では、実際に神奈川県の湘南など、要は海のエリア別の調査は行っているのでしょうか。
資源循環推進課長
　神奈川県の周辺においては、東京湾岸も調査は行われていますが、相模湾もその領域のところで調査が行われています。
渡辺(ひ)委員
　それは課題だと思います。やはりその辺り、少なくとも国がやるにしても、神奈川県の関連する海と言われるところに対する海洋汚染の状況が分からないと、実際は様々な計画をつくったとしても、十分ではない気がします。そういう意味からすると、県自体が、限定的に海洋であるけれども、プラごみ対策として県内の実態を調査する。または、国にしっかり神奈川県の海洋を広く調査してほしいと働きかける。その辺りの必要性があると思いますが、考え方を教えてください。

資源循環推進課長
　今、御質問ありました海底ごみ、海洋ごみについて、県単独で実施するのは、やはり船舶などが必要ということで、陸上に比べると調査の実施が困難で費用もかかるため、なかなか県単独で行うことは難しいと考えています。一方、先ほどお答えした、国が東京湾などにおける海底、海洋ごみに関する調査を実施していますので、今後、相模湾も含め、調査範囲を広げて実施していただくよう国に要望していきたいと考えています。
渡辺(ひ)委員
　ぜひ、その辺りの取組もお願いしたいと思います。河川での除塵の問題や海中ごみの問題、全部含めての海洋汚染問題、プラスチック問題など一連の質疑をしました。行動計画の作成に当たっては、要は市町村の協力を得る、国の協力を得るということになるかもしれませんが、やはりそういったものを入れ込んでいかないと、先ほど言わせてもらったように、発生源から最終的な海洋までの首尾一貫した行動計画にならないと思いますので、ぜひ御検討をよろしくお願いしたいと思います。
　次に神奈川県地球温暖化対策推進条例の改正、かながわ脱炭素ビジョン 2050 に関連して質問したいと思います。
　まず、脱炭素ビジョンの中で、ホームページを見ると、要は、全体の資料と概要版の資料が２つホームページに出ています。
　この概要版を見ると、将来像という項目、もう１つは今からできることという表現があります。
　例えば、構成要素に係る将来像というところを見ると、移動先には給電設備があり、ＥＶでも充電の心配をする必要が少ないと記載があり、さらには、今からできることというところにも似たようなところで、自家用車のＥＶ化に向けた環境整備という表現がされています。これはある意味、非常に分かりやすい表現だと思います。神奈川県もＥＶの普及促進に向けて様々な支援をしてきましたし、そういう意味からすると、神奈川の取組にもマッチして実感の湧くような記載があるのだと思います。そこで確認したいのは、給電設備設置場所の確保の検討ということで、今からできることというのは、すぐにやらなければいけないことと逆に読めますが、県内において、充電設備がどの程度設置されているのか、所管で把握をしているのか教えていただきたいのと、県が先行的にやらなければいけない事業だと私は思います。県有施設における県民向けの充電設備の設置状況を伺わせていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。
環境計画課長
　本県内の急速充電器の設置数は、産業労働局の調べによると、令和３年５月時点で約 500 基とのことです。なお、この業界団体が公表している都道府県別のデータによると、これは全国一の数とのことです。また、県有施設における充電設備と設置数については、急速充電器が１基、普通充電器４基が県立公園などに設置されているということです。
渡辺(ひ)委員
　各自動車メーカーがあれだけＥＶを宣伝し、自動車メーカーだけではなく、

国全体としてもＥＶ化を促進しようとしている流れの中で、本当にこんな数字が全国１位で本当にいいのかと思います。あわせて、県有施設において、急速充電が１個で普通充電が４個、県立公園中心にあるという話ですが、この数字で本当にいいのかと思います。

私のところにも幾つか御要望の声があって、例えば、地方独立行政法人になってしまうが、県立がんセンターに行くと、当然充電器がないわけです。そういう施設に幾つも充電器をやっぱりつけてほしいということです。やはり心配だということです。当然、家庭で充電するのが原則かもしれないが、まだまだ今はＥＶ車の走行距離の課題等があり、古いタイプに乗っていると、充電を途中でしないと、渋滞した場合なんかになると非常に不安に感じる方もいます。そして、近隣だけではなく、遠距離を走ろうと思ったときには、設備がないとなかなか厳しい問題があると思います。神奈川県もＥＶ化を進めているわけですし、先ほどのビジョンの中にも充電設備ということを書き込んでいるので、もう少し取組も加速させなければいけない。そして、県立施設だけの問題でもありません。私の車のディーラーに行っても、ディーラーで売っていながらディーラーに充電設備が１個しかないという状況もあります。だから、ずっとつながっているわけです。そういう意味からすると、民間も当然やっていかなければいけませんが、こんな時代になってきているし、こうやってビジョンを抱えてやるからには、もっともっと設備を増やしていく。こういう考え方は必要だと思いますが、それについての考え方、県としてはどう考えているのか御答弁願えますか。

環境計画課長

ＥＶの充電器については、国は遅くとも 2030 年までに公共用の急速充電器３万基を含む充電インフラを 15 万基設置する目標を立てていることから、今後設置が進むものと想定しています。

一方で、充電器の利用については、課金によるビジネスモデルが構築されつつあり、県有施設への設置についてもそうした事業者との連携が考えられますが、どこに設置するかは収益を上げようとする企業の戦略に左右されるところです。県有施設への設置は設置業者にとってそこに設置するニーズがあるかによるということが、現状となっています。

今後、ＥＶの車種が増えて普及が急速に進むことも期待されますので、事業者から照会等があった際には、候補となる施設について施設管理者等と検討していきたいと考えています。

渡辺(ひ)委員

御答弁の中で、要は様々な環境対策について、今回国の補正予算が組まれて、いろいろなメニューがあるというお話がありましたが、この給電設備の設置に対する補正、交付金が含まれているかどうか確認できますか。

環境計画課長

新たな補正予算等での給電設備の補助の関係ですが、今現在、単体での補助はないということです。再エネと電動車の導入、カーシェアなどと一緒に給電設備を設置する場合についての補助ということです。

渡辺(ひ)委員
　いずれにしても、このビジョンの所管は環境農政局です。実際には、産業労働局などいろいろな部局と横断的に連携しなければこの取組は進まないと思います。しかし、そうであっても、やはりカーボンレスの話など様々なことに当然連携する重要な取組ですので、ぜひお願いしたいと思います。
　先ほど、様々な地球温暖化対策の脱炭素の取組の中で、自分事とするなど様々な表現がありました。例えば、急速充電器なんていうのは逆に言えば非常に分かりやすい取組でもあります。ぜひ、県が先頭に立って、さらには県民サービスという視点からしても、県立公園だけでなく、普通の県有施設にもあるというのが、やはり当たり前の世界だと思います。ぜひ、前向きに部局とも横断的に連携を取ってお願いをしたいと思いますので、その辺りの思いはどのように考えているのか、最後に質問させてください。
環境計画課長
　脱炭素化に向けては、県民の皆様に再エネを活用した電化やＤＸ、そういったものなどをビジョンの中でも記載しています。今、委員からもお話がありました、自分事化、ライフスタイルの転換、そういったものも重要となってきます。ＥＶもそうですし、今後、多様なサービスや製品、研究開発などが進むことによって出てくるものと思われます。
　脱炭素社会に向けては、県自らこういった製品やサービスの利用や普及などに率先して取り組むことが非常に重要だと思います。委員おっしゃいましたとおり、各局とも連携を図りながら、率先して導入するとともに企業や市町村などに普及していくよう、検討していきたいと思います。
渡辺(ひ)委員
　次に、神奈川県地球温暖化対策推進条例の改正に関連して何点か質問したいと思います。質疑の中で、私も少し気になった質疑がありました。先行会派の中で、この温暖化条例の一部改正に伴って吸収量の増加という表現がないんだという御質問に対して、国が定める法律の中にないので、今回、県としてもその表現はしていませんといった表現でした。それに関連して、具体的な吸収源ということで、イメージが湧くのは森林だと思います。森林の吸収源対策というのは重要だと思いますが、神奈川県の森林は、吸収源としてどのような数値になると算定されているのか。どの程度吸収源となり得ているのか、確認したいと思います。
環境計画課長
　まず、条例の中で、吸収源対策については、今も記載はあります。今回は改正がなかったですが、今現在も条例に規定されています。また、吸収量の算定方法ですが、国のマニュアルを踏まえ、例えば、スギやヒノキなどの樹種や樹齢ごとに係数を掛けて推計しています。直近の吸収量では、年間約 18.5 万トンと推計されており、県全体の温室効果ガスの排出量に占める割合としては 0.3%となっています。
渡辺(ひ)委員
　確かに、森林、水源保全の施策を、税を使ってやっているということで、そのことが併せて吸収源の対策として寄与できればいいと思っています。しかし、

それでも森林面積を勘案すると非常に神奈川県は寄与率が低いということです。吸収源として一番期待できる森林については、数字的にはあまり期待できないという捉え方をせざるを得ないということになります。そうなってくると、排出量の削減ということになりますが、今回、国も含めて改定されたものというのは、2030 年で今までの 27%から 46%に削減し、50 年ではゼロにすると、非常に高い数値だと思います。今までの取組、これまでの取組で、この辺りの脱炭素の社会の実現、本当に達成できるのかどうか、本当に心配していますが、どのように考えていますか。

環境計画課長

現在進めている省エネや再エネなどに引き続き取り組むことは非常に重要ですが、最大限、国や県、民間、県民の皆様等が取り組むことによって、脱炭素ビジョンの中では相当量削減が可能になると試算はされています。しかし、今の取組だけで完全な脱炭素の実現は難しく、やはり神奈川県は大量のエネルギーを消費するので、脱炭素の社会実現に向けては、現在の技術だけではなく、ＣＯ２を人為的に回収、除去するネガティブエミッションなどの技術革新がさらに必要になると考えています。

渡辺(ひ)委員

最後に、重要なキーワードで、ネガティブエミッションという表現がありました。少し分かりにくい表現だと思いますので、もう少し御答弁願えますか。それに対する県の取組と考え方、併せてよろしくお願いしたいと思います。

環境計画課長

ネガティブエミッションは、空気中に含まれるＣＯ２を人為的に回収、除去する技術ということで、森林の吸収源と同等の役割があります。

代表的な例としては、大気中のＣＯ２を直接回収するダックと呼ばれるダイレクトエアキャプチャーというものがあります。大気中から直接ＣＯ２を回収し、回収したものを、例えば、ビニールハウスに送って植物の光合成に活用できないかという研究などが行われていると承知しています。これも今後の技術によるところが非常に大きく、またコスト面が課題であると考えています。

県として、すぐに研究に参加するというのはなかなか難しい面もあります。やはり規模が非常に大きくなるということもありますので、早期の実現については今までも国に求めてきたところです。また、技術が確立した際には、研究フィールドの整備や、普及啓発、県で率先できるものはあるのかを含め、検討し、実働に向けた取組を進めていきたいと考えています。

渡辺(ひ)委員

ネガティブエミッションだけではなく、以前に委員会の中で質問しましたが、行政としてできるＣＯ２の削減政策として、当然、県だけではなく市町村もになりますが、要はごみ処理場の広域化・集約化しかないですが、そうではなく、要は、ごみ処理技術、施設自体のＣＯ２を削減するやり方、また、そこから出たＣＯ２を活用するやり方、こういった新しい施設などもありますので、併せて研究いただいて取組を促進していただくよう、お願いします。